

令和 7 年 2 月 10 日

第 2 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和 7 年第 2 回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 2 月 10 日（月）午後 1 時 30 分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 301 号室

3. 出席委員（農業委員 8 名 計 8 名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1 番	穴井 英雄
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	穴井 幸子
	4 番	松野 英一
	5 番	時松 達也
	6 番	飯沼 由彦
	7 番	時松 浩一郎
農地利用最適化推進委員	宮原地区	麻生 輝雄
農地利用最適化推進委員	上田地区	松本 和昭、河津 有隆
農地利用最適化推進委員	西里地区	佐藤 三代司、佐藤 義昭

4. 欠席委員

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第 1 号番号 3 農地法第 3 条の規定による許可申請について
～番号 13
- 第 5 議案第 1 号番号 14 農地法第 3 条の規定による許可申請について
～番号 24 （地上権設定）
- 第 6 議案第 2 号番号 1 農地法第 5 条の規定による許可申請について
～番号 11 （一時転用）
- 第 7 議案第 3 号番号 1 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画について（所有権移転）
- 第 8 議案第 3 号番号 2 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
計画について（所有権移転）
- 第 9 議案第 4 号番号 1 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積
～番号 27 計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 穴井 徹
事務局職員（係長） 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和7年第2回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 それでは、議事録署名委員は、3番 穴井幸子委員、6番 飯沼由彦委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号 番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和7年2月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。
議案第1号 番号1です。農地の所在は、宮原字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の7筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、合計面積は、11,384 m²です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載の通りです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載の通りです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください

さい。1 ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。2 ページ土地の所在地等の記載があります。7 筆の合計面積 11,384 ㎡の農地になります。3 ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が 14,618 ㎡、畑が 2,657 ㎡、合計 17,275 ㎡です。借入地は、田が 78,067 ㎡で、合計も同じく 78,067 ㎡です。4 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。5 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。6 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。7 ページ航空写真の位置図、8 ページに現地立会時の写真、9 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。
説明は以上です。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼委員から報告をお願いします。

6 番 　　この案件については、1 月 29 日に私と穴井幸子委員、麻生推進委員、小田推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。認定農業者の買い手の方が今後耕作されるとのことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。農業委員会の業務である担い手への集積活動に該当する案件であると思います。以上で報告を終わります。

議 長 　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 　　何を作る予定ですか。

係 長 　　目的としては、飼料作物となっています。牧草と言われております。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号 番号 1 について、
原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 番号 1 は原案の通り決定し
ます。

議 長 日程第 3 議案第 1 号 番号 2「農地法第 3 条の規定による許
可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議
案の朗読と説明をお願いします。この議題に関しましては、当
事者の関係者である〇〇委員には、一時退室をお願い致します。
(〇〇委員退室)

係 長 同じく議案書の 1 ページを開いてください。議案第 1 号 番
号 2 です。農地の所在は、西里字〇〇の 1 筆です。地目は、登
記簿、現況、共に田、面積は、1,293 ㎡です。権利種別は、3 条
有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載の通りです。申請
事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄
記載の通りです。詳細は、タブレット端末の資料 1 の 10 ページ
からです。10 ページが許可申請の写しです。下段に権利を移転
しようとする契約の内容が記載されております。11 ページに譲
り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載さ
れております。自作地は、田が 9,088 ㎡、畑が 2,237 ㎡、合計 11,325
㎡です。借入地は、田が 22,039 ㎡で、合計も同じく 22,039 ㎡
です。12 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機
具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世
帯員等雇用している労働力、ページの一番下に権利を取得する
者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されていま
す。13 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。
14 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。15 ペ
ージ航空写真の位置図、16 ページに現地立会時の写真、17 ペ
ージが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満た
しております。この案件につきましては、現地立ち合いについて〇
〇地区の担当の〇〇委員は当事者であるために今回は宮原地区
の飯沼委員の方をお願いしているような状況となっております。
説明は以上になります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼委員から報告をお願いします。

6 番 　　この案件については、1月29日に私と佐藤三代司推進委員、佐藤義昭推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。認定農業者の買い手の方が今後耕作されるとのことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。農業委員会の業務である担い手への集積活動に該当する案件であると思います。以上で報告を終わります。

議 長 　　それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 　　申請地は、〇〇さんが借りて耕作されていた農地ですか。

係 長 　　いいえ、別の方が耕作されていた農地です。

議 長 　　それでは、採決いたします。議案第1号 番号2について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 賛成多数 ）

議 長 　　賛成多数ですので、議案第1号 番号2は原案の通り決定します。

※決定後波多野が〇〇委員を呼びに行く

（〇〇委員着座）

議 長 　　日程第4 議案第1号 番号3から番号13「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。この議題については、日程第5の農地法第3条許可申請及び日程第6の農地法第5条許可申請が関連していますので、続けて日程第6まで事務局が説明をおこないます。まずは、日程第4 議案第1号 番号3から番号13「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。この議題に

関しましては、当事者の関係者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員 退室)

係 長 議案書の2ページを開いてください。まずは上田地区です。営農型案件の更新案件になります。議案第1号番号3から番号13につきましては、農地の貸し借りについての議題になりますので、説明させていただきます。

係 長 議案第1号番号3から番号13です。土地の所在は、大字上田字〇〇から6ページの番号13〇〇番地までが今回農地の貸し借り案件となっております。合計筆は、23筆になります。地目は、それぞれ登記簿原野、山林、公衆用道路、現況は全て畑です。面積は23筆合計で200,672㎡となります。権利の種別は、解除条件付3条賃貸借となります。内容は更新となります。貸付人と借り受け人については、記載の通りです。後ほど一覧表で説明させていただきます。貸付人は、合計11名、借り受け人は、農業を行う一般法人となります。解除条件付案件となります。申請事由としましては、継続して農業経営を行うためです。備考欄には、貸借料が記載されています。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。18ページが農地法第3条の規定による許可申請書の写しです。賃貸借の期間は、3年間ということで、記載が下段の方にあります。19ページが申請者11名の一覧表となります。一番上には、借り受け人の氏名と住所、2番目から所有者の氏名と住所、年齢、職業の方が記載されています。20ページが許可を受けようとする土地の一覧です。合計で23筆となっていて、合計面積は、200,672㎡となります。21ページが耕作者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。借入地が合計200,672㎡です。22ページに作付け面積が記載されています。借り受けされている農地につきましては、椎茸、榊、飼料作物がそれぞれ作付けされている状況です。椎茸が12,034㎡、榊が64,209㎡、飼料作物が124,429㎡です。その下段の欄に農機具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、常時雇用している労働力の記載があります。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。23ページに周辺地域との関係、24ページに地域との役割分担の記載があります。

それから要件の部分ですが、全てクリアしています。これまでの部分が3条賃貸借の説明になります。

係 長 続けて、議案書の6ページをお開きください。議案第1号番号14から番号24までの案件です。番号14土地の所在は、先ほどの番号3と同じく大字上田字〇〇番地から10ページの番号24〇〇番地までの23筆です。先ほど農地の賃貸借と同じ地番の内容です。土地の地目は、登記簿はそれぞれ原野、山林、公衆用道路です。現況は、全て畑です。土地の面積は23筆合計で200,672㎡になります。権利の種別は、3条地上権の設定となります。内容は、更新です。貸付人と、借受け人は、記載の通りです。申請事由としましては、営農型太陽光発電施設を設置するためです。設定期間は、3年に対価は、記載の通りです。地上権設定につきましては、太陽光パネルが上部に設置されたりしますので、権利を設置するにはあたって、地上権設定が必要となっております。土地所有者と建物の所有が別々の場合は、土地の所有権に対抗するために地上権の設定をするということとなります。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。25ページが農地法第3条の許可申請書になります。26ページが申請者の一覧ということです。先ほどの3条賃貸借の所有者と同じ方ですが借り受け人は、発電事業者となっております。今回、地上権を設定する発電事業者は記載の通りです。この法人につきましては、発電事業者となっております。27ページが土地の一覧表です。地番につきましては、先ほどの議案と同じ地番です。区分地上権の対象となる面積は、上部に設置したパネルの面積プラス地下に埋設しているケーブル等の面積が合算されたものです。28ページは、パネルの配置図です。色分けされていますが、それについては、後ほど説明させていただきます。29ページは、埋設されているケーブルの場所ということです。町道を通ったところにケーブルを埋設しているような形となっています。農地に埋設しているものにつきましては、今回の地上権設定の対象部分になります。議案第1号番号14から番号24の説明は以上です。

係 長 続けて、議案書の11ページをお開きください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見

を求める。令和7年2月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。議案第2号番号1土地の所在は大字上田字〇〇番地から15ページの〇〇番地までの合計23筆です。この3つの議案につきましては、土地の所在と所有者については、全て同じとなります。地目は、それぞれ原野、山林、公衆用道路です。現況は、全て畑です。権利の種別は、賃貸借となります。貸付人と、借り受け人は記載の通りです。転用目的は、営農型太陽光発電施設などを設置するためで、転用事由も同じです。備考欄に一時転用期間は、3年と記載されております。5条の案件につきましては、恒久転用ではなく一時的な転用です。3年間転用する案件となっております。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。30ページから31ページが許可申請書の写しになります。転用者は、発電事業者となっております。次に32ページ所有者と発電事業者の記載があります。33ページが許可を受けようとする土地の所在になります。それぞれ筆の全体の面積が記載されています。その一時転用面積という記載がありまして、それぞれの筆に対しての一時転用面積となっております。その合計面積が494.17㎡です。34ページが一時転用面積の内訳一覧になります。パネル支柱、フェンス、電柱等の面積を記載しています。35ページから36ページが事業計画書になります。1に土地の選定理由。2に事業の目的及び必要性（目的）、3に計画概要で、事業面積が201,178㎡、転用面積は494.17㎡となっております。4に給排水計画、36ページの5に被害防除計画、造成中の被害防除対策、完成後の被害防除対策、6番に資金計画、収入の部と支出の部が記載の金額があります。それから7番にその他、小国町と締結している「みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例に基づく環境保全協定書」を遵守し、工事期間中及び完成後も地域住民との関係構築に努め、万が一、苦情などが発生した場合は、事業管理者が誠意をもって対応し、十分な説明と解決策の迅速な実地に努めます。と記載があります。37ページがパネルの配置図です。38ページが作物ごとのパネルの配置図になります。シイタケ、サカキについては、陰性作物という事で全面にパネルを張ります。飼料作物については、陽性作物という事でパネルは、一枚おきに張られています。なので、飼料作物エリアについては、完全に光が入らないということはありません。39ページから41ページがパネルの側面図となります。最低高さが2メートル50センチ、最高高さが3メー

トル 80 センチのパネルがそれぞれ設置されている状況となっています。支柱間の幅が 5 メートル 65 センチとなっていて、十分に作業ができるようなスペースを取っているとのこと。42 ページが排水計画図です。続いて 43 ページの営農計画について説明をします。営農型太陽光発電施設の下部の農地、畑、63, 153 m²、下段の営農者の農作業経営等の状況が 44 ページまで記載があります。45 ページが栽培計画書、46 ページが利用する農業機械の状況、下段に農地の単収見込みが記載されています。サカキは 6 年目（2030 年）で最大値当たり 172.4 kg、原木シイタケの乾燥重量当たり 98.1 kg、飼料作物当たり 6,275 kg、これが毎年基準となり実績報告をあげて頂くことになります。毎年、この数字に近い収量を確保しないといけませんよということです。47 ページから 48 ページがサカキの収量根拠、当初の収量根拠と変更はありません。49 ページがシイタケの収量根拠、こちらも当初と変更はありません。50 ページから 52 ページが飼料作物の収量根拠になります。こちらも同じく変更はありません。53 ページが営農をおこなうための体制図となります。54 ページが作付け作物のそれぞれの作付け位置、作付け面積を、図で表示したものです。オレンジの部分は、サカキが作付けされている部分です。青色部分は、椎茸の楢木を置いている部分です。緑の部分につきましては、飼料作物が作付けされている場所となっています。55 ページから 56 ページが営農型発電設備の下部の農地における営農への影響の見込み書、57 ページから 58 ページがシイタケに関する知見を有する者の意見書です。次に 59 ページがサカキに関する知見を有する者の意見書、60 ページから 61 ページが飼料作物に関する知見を有する者の意見書です。62 ページから 74 ページがこれまでの営農実績の報告資料となっております。全てを載せてデータ化することはできなかったので一部を抜粋して今回資料を作成しております。62 ページがサカキの栽培実績ということで、63 ページはこれまで発生した課題と対応状況ということです。課題が出たけれども必要に応じて対応していますということが記載されています。あとは、場所によって生育不良があったりしますのでそこについても対策を検討するということが記載されています。64 ページサカキについては、収量の実績自体はありません。今は、育成段階ということです。66 ページが椎茸の栽培実績ということで添付されています。各作業の状況を抜粋して添付しています。67 ページ

ジ下段に収量の実績ということで記載がされています。椎茸につきましては、目標の収量に対して 69 ページ上段に載せてあるように達成率は、良くない状況です。設備の導入がど遅れてしまったことが原因ということで、事業者の方から報告を受けております。現状としては、設備を充実させ井戸の方も完成ということで、水の方は心配がないということでした。また事業者と話して、風の対策を今後何かしら取っていかないと目標に達するような収量が取れないのではないかと話しています。70 ページ施設が整備された写真が添付されています。71 ページから飼料作物の栽培実績となります。各作業の状況の写真が添付されています。73 ページの下段に収量実績があります。74 ページ中段のあたりに計画の収量に対する達成率です。こちらも目標に達してない状況です。まだ土が落ち着かないということで土壌の方が固く締まっていけば今後とも目標の値に到達していくと報告は受けております。次に 75 ページから 76 ページが現地立会い時の写真となります。76 ページに飼料作物、椎茸、榊、それぞれパネルの下で状況の写真を添付しております。目標の収量には達してない状況ですが、今後とも営農設備は整え、対策も誠意をもって対応するとのこと。今後とも営農継続し発電事業も継続したいということで申請書を提出された状況となっております。以上で説明は終わります。

- | | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | それではこれより、質疑に入ります。事務局説明について、発言のある方は挙手願います。 |
| 1 | 番 | もう一度確認ですけれども、パネルは上にあるから地上権と土地の所有権利は別ですか。 |
| 係 | 長 | その通りです。所有権は、別の方が持っています。ただその土地は借りているけど、一時的な転用ということなので、パネルの部分について発電事業者は、権利を設定するために地上権というものを設置します。所有権に対抗する権利となります。所有者にパネルの権利を奪われないために設置するものです。 |
| 1 | 番 | 賃貸借の権利と上のパネルの権利は別々ということですね。 |

- 係 長 そうですね。営農する人も別の方なのでそれぞれとで考えないといけないです。農地法第3条が二つ出てくるような状況になります。
- 1 番 反当りの賃借料は、農地の賃借権の方が安く、地上権の方が高いのでしょうか。
- 係 長 発電事業に係る地上権の方は、収益が良いため金額が高くなるのではないかと思います。
- 6 番 賃貸借の部分とこの5条、対象の筆面積は重複していますね。
- 係 長 対象の筆面積は、重複しています。一時転用面積なので5条については、パネルの支柱面積等になります。そのため少しの面積が対象地になっています。
- 議 長 登記簿に公衆用道路とありますが、個人名義になっていますか。
- 係 長 登記簿上は個人名義です。営農型太陽光発電施設が設置される前から存在しています。現況は、営農型の農地として利用されているため畑です。
- 7 番 地上権設定期間と一時転用期間が3年ということですが、これだけの施設ですから、通常5年や10年の選択肢があるのではないのでしょうか。3年毎でチェックする意味で、期間は3年という設定ですか。
- 係 長 3年の設定期間についきましては、3年毎にチェックすることでもあります。一時転用者が担い手等に該当すれば3年ではない選択肢はあります。今回の発電事業者は、最長期間が3年ということになります。
- 5 番 太陽光パネルは、20年程度が寿命と聞きますが、将来的に20年経ったらどうするのでしょうか。

係 長 20 年後、パネルを更新し継続することもあり得ますし、撤去することもあり得ます。36 ページの事業計画書に資金計画がありますが、その支出の部に撤去費用があります。これが撤去にかかる費用ということで、いつ何時撤去することになっても、それに従う資金は、ありますということです。もしかしたら 20 年後撤去するかもしれないそれに対応する資金を示しています。

5 番 ということは、20 年後撤去した場合に、元の原野に戻るということと思いますが、現在の所有者を見るとかなり高齢化が進んでいるようです。将来的に耕作を諦めないといけない状況になるのではないかと思います。

係 長 その通りで撤去された後に耕作放棄地になる恐れがあります。その点につきましては、事務局や事業者、県も含めて事前に耕作放棄地の問題について考える必要があります。

議 長 この発電事業が始まって 7、8 年になると思いますが、20 年に近づいていると思います。より経済的なパネルに張替えるや新時代の発電方法を検討することが解決する一つの方法と思います。

議 長 それでは採決いたします。日程第 4、日程第 5、日程第 6 の順に採決いたします。まずは、日程第 4 議案第 1 号 番号 3 から番号 13「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 番号 3 から番号 13 は原案の通り決定しました。

議 長 次に、日程第 5 議案第 1 号 番号 14 から番号 24「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 番号 14 から番号 24 は原案の通り決定しました。

議 長 続きまして、日程第 6 議案第 2 号 番号 1 から番号 11 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号 番号 1 から番号 11 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

※決定後波多野が〇〇委員を呼びに行く
(〇〇委員着座)

議 長 日程第 7 議案第 3 号 番号 1 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について(所有権移転)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 17 ページになります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和 7 年 2 月 10 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です

議案第 3 号 番号 1 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、1,554 m²です。所有権を移転する者、移転を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水田、その下段に売買価格の記載があります。詳細は、タブレット端末の資料 1 になります。77 ページが農用地利用集積計画書の写しです。所有者の方から〇〇の方に移転することです。78 ページに航空写真上の位置図です。この議題については、農業公社の事業を利用した所有権移転となります。番号 1 について説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 所有者から〇〇と〇〇から買い手への手続き書類を〇〇に一括で出せないのですか。

係 長 制度上一括では、できません。

議 長 それでは採決いたします。議案第 3 号 番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号 番号 1 の原案について同意することを決定します。

議 長 日程第 8 議案第 3 号 番号 2「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について(所有権移転)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 次に番号 2 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、1,805 m²です。所有権を移転する者、移転を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水田、その下段に売買価格の記載があります。詳細は、タブレット端末の資料 1 になります。79 ページが農用地利用集積計画書の写しです。80 ページが航空写真上の位置図です。説明は、以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 3 号 番号 2 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号 番号 2 の原案について同意することを決定します。

議長 日程第 9 議案第 4 号 番号 1 から番号 27「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（利用権貸借）」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の 18 ページになります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和 7 年 2 月 10 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。

議案第 4 号 番号 1 です。利用権を設定する農地の所在は、大字黒淵字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、6,372 m²です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物、期間は 10 年の使用貸借です。賃借料は使用貸借のため無償です。

次に番号 2 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、1,924 m²です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、ほうれん草、期間は 3 年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に番号 3 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 4 筆です。地目は、登記簿、現況、4 筆共に田。合計面積は、3,912 m²です。内容は新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 5 年の使用貸借です。賃借料は使用貸借のため無償です。

次に議案書 19 ページです。番号 4 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の 7 筆です。地目は、登記簿、現況、7 筆共に田、合計面積は、9,297 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 3 年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に番号 5 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況共に田。面積は、1,506 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載

の通りです。利用目的は、水稻、期間は10年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に議案書20ページです。番号6です。農地の所在は、大字上田字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、2,624㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に番号7です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、字〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、3筆共に田。合計面積は、1,302㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

番号8です。農地の所在は、大字上田字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、1,803㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に議案書21ページです。番号9です。農地の所在は、大字上田字〇〇、字〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、2筆共に田。合計面積は、2,491㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は3年の使用貸借です。

番号10です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、〇〇の3筆です。地目は、登記簿、現況、3筆共に田。面積は、5,660㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

番号11です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、2筆共に田です。面積は、4,254㎡です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、きゅうり、期間は5年の使用貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に議案書22ページです。番号12です。農地の所在は、大字北里字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、続きは23ページになります。字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇の18筆です。地目は、登記簿、現況、字〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、6

筆共に畑。他の 12 筆共に田。合計面積は、18,130.1 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、野菜など、期間は 10 年の使用貸借です。この貸し借りは、農業者年基金の経営移譲に該当するものです。

次に議案書の 24 ページになります。番号 13 です。農地の所在は、大字北里字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況共に田。面積は、2,666 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻など、期間は 3 年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

番号 14 です。利用権を設定する農地の所在は、大字北里字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況共に田。面積は、504 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

番号 15 です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿、現況、2 筆共に田です。面積は、3,197 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 10 年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に議案書の 25 ページになります。番号 16 です。農地の所在は、大字北里字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿、現況、2 筆共に田。合計面積は、1,030 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物、期間は 10 年の使用貸借です。

番号 17 です。農地の所在は、大字西里字〇〇、〇〇、字〇〇、字〇〇の 4 筆です。地目は、登記簿、現況、4 筆共に田。面積は、4,072 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に議案書の 26 ページです。番号 18 です。農地の所在は、大字西里字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、字〇〇の 8 筆です。地目は、登記簿、現況、字〇〇と字搭〇〇は、2 筆共に畑。他の 6 筆は、共に田。合計面積は、7,448.56 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、野菜など、

期間は 10 年の使用貸借です。この案件につきましては、農業者年金の経営移譲に該当するものです。

次に議案書の 27 ページです。番号 19 です。農地の所在は、大字下城字〇〇、〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿、現況、2 筆共に田。合計面積は、1,687 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、野菜など、期間は 10 年の使用貸借です。

次に番号 20 です。農地の所在は、大字下城字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、畑で、現況、畑です。面積は、15,218 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、飼料作物など、期間は 10 年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に番号 21 です。農地の所在は、大字下城字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田です。面積は、1,817 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 10 年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に議案書の 28 ページです。番号 22 です。農地の所在は、大字下城字〇〇、〇〇、〇〇の 3 筆です。地目は、登記簿、現況、3 筆共に田。合計面積は、2,038 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は 10 年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

次に番号 23 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、続きは、29 ページになります。字〇〇、字〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、〇〇、字〇〇の 20 筆です。地目は、登記簿、現況、字〇〇、字〇〇、〇〇、字〇〇、字〇〇、〇〇、〇〇、字〇〇、8 筆共に田。字〇〇登記簿は山林、現況は畑、その他が共に畑。合計面積は、4,452 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、野菜など、期間は 10 年の使用貸借です。この貸し借りは、農業者年金の経営移譲に該当するものです。

次に議案書 30 ページです。番号 24 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、字〇〇の 2 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田です。合計面積は、4,381 m²です。内容は再設定になります。

利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年の使用貸借です。

番号25です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田です。面積は、2,660 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、杉苗、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

番号26です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田です。面積は、1,867 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年の賃貸借です。賃借料は記載の通りです。

議案書31 ページ番号27です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇、〇〇の2筆です。地目は、登記簿、現況、共に田です。合計面積は、2,191 m²です。内容は再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稻、期間は5年の使用貸借です。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第4号 番号1から番号27の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号 番号1から番号27の原案について同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第2回総会を閉会致します。

令和7年第2回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する
ためここに署名する。

3 番

6 番